

## ■ 『耐震診断事業』補助の流れ

申請者で行っていただく内容

補助金交付申請等の手続き

市（建築課）での処理

### 2.耐震診断を行う建築士の選定

耐震診断を依頼する建築士を選定し、診断費用の見積りを依頼して下さい。  
※ 診断者は「島根県木造住宅耐震診断士登録名簿」等を参考にして下さい。

### 5.耐震診断業務の契約

耐震診断を行う建築士と契約書等の必要な書類を取り交します。

### 6.耐震診断の実施

### 7.耐震診断代金の支払い

耐震診断が完了し、診断結果の内容の説明を受けたら、契約に基づき建築士に報酬を支払い、領収書を受け取ります。

### 1.事前相談

補助対象となる住宅であるか確認しますので、建物の概要(所在地・建築年等)が確認できる書類を準備いただき、事前に市(建築課)に相談してください。

### 3.補助金交付申請

申請書及び添付書類を市(建築課)に提出してください。  
必ず、耐震診断を行う前に申請してください。

#### 【申請書】

「補助金交付申請書(様式第1号)」

#### 【添付書類】

- (1) 当該住宅の付近見取図、平面図
- (2) 所有者及び建築(又は着手)年月日がわかるもの(登記事項証明書等)
- (3) 当該住宅の所有者の住民票
- (4) 見積書等の写し
- (5) 耐震改修等計画書(様式第1号別紙1)
- (6) 補助金申請額の計算表(様式第1号別紙2)
- (7) 当該住宅所有者の市税の滞納がない旨を証明する書類(納税証明書)
- (8) その他市長が必要と認める書類

### 8.完了実績報告書の提出

耐震診断が完了したら、すみやかに完了実績報告書を提出してください。

#### 【報告書】

「完了実績報告書(様式第5号)」

#### 【添付書類】

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震診断に係る契約書の写し
- (3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

### 10.補助金の請求

「補助金等交付請求書(様式第7号)」を提出してください。

### 4.補助金交付決定通知書の送付

申請内容を確認し、補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付します。

### 9.補助金確定通知の送付

完了実績報告書の内容を確認し、補助金の交付が確定しましたら、「補助金等確定通知書」を送付します。

### 11.補助金の振込み

請求書を提出いただきましたら、補助金を申請者の指定口座へ振込みます。